

# 介護予防訪問看護運営規定

## 鳴門市医師会訪問看護ステーション

### (事業の目的)

第 1 条 鳴門市医師会訪問看護ステーションが行う指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師が要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第 2 条 事業所の看護師は、要支援者の介護予防を目的として、その者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。
- 2 介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、円滑なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称)

- 第 3 条 事業を行う診療所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名称 鳴門市医師会訪問看護ステーション
  - 二 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 435

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 1 名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整その他の管理を一元的に行う。
  - 二 看護師 3 名以上  
看護師は、指定介護予防訪問看護の提供にあたる。
  - 三 理学療法士 1 名以上  
理学療法士は、指定介護予防訪問看護の提供にあたる。

### (営業日及び営業時間)

- 第 5 条 営業日および営業時間は次のとおりとする。
- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
  - 二 営業時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。なお、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

### (指定介護予防訪問看護の内容)

- 第 6 条 指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。
- 一 病状観察
  - 二 清拭及び洗髪

- 三 褥瘡の処置
- 四 体位の交換
- 五 カテーテル等の管理
- 六 リハビリテーション
- 七 食事及び排泄の介助
- 八 家族その他の介護者に対する指導等

(指定介護予防訪問看護の利用料その他必要な費用の額)

- 第7条 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスである場合は、利用者の介護保険負担割合証に記載の割合の額とし、利用者から徴収する。
- 2 前項に定める額のほか、通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防訪問看護の提供に要する交通費の額の支払いを1回につき300円、利用者から受けることができるものとする。
  - 3 死後の処置料は、12,000円とする。
  - 4 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(事業の実施地域)

- 第8条 通常の事業の実施地域は、原則鳴門市とする。

(緊急時等の対応)

- 第9条 看護師等は、介護予防訪問看護中に利用者の病状に急変その他緊急の事態が生じたときは、直ちに主治医に連絡し主治医の指示に基づき必要な措置を講じ、主治医への連絡が困難な場合には救急搬送等の必要な処理を講じなければならない。
- 2 看護師等は、前項の処置を講じた場合は、管理者に速やかに報告しなければならない。
  - 3 賠償責任保険に加入しなければならない。

(その他運営に関する事項)

- 第10条 事業者は、従業者の質的向上を図るため、次のとおり研修機会を設け、また業務体制の整備を行うものとする。
- 一 採用時研修 採用時から1箇月以内
  - 二 継続研修 年2回
  - 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、鳴門市医師会が定めるものとする。

(虐待防止、利用者の人権保護)

第 11 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の通り必要な措置を講じることとする。

- 2 虐待の防止に関する責任者の選定を行う。
- 3 事業者は虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的に行い、研修を通じて人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。
- 4 個別支援計画書の作成等適切な支援の実施に努める。
- 5 支援にあたる従業員の悩みや苦勞を相談できる体制を整備するほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。
- 6 虐待防止のための対策を検討する委員会を年一回定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する。

(衛生管理等)

第 12 条 事業所において感染症又は食中毒の発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じることとする。

- 2 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修ならびに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施する。
- 4 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を年二回開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
- 5 上記のほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこととする。

(業務継続計画)

第 13 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施、及び非常時の体制において、早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じることとする。

- 2 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年一回実施する。
- 3 業務継続計画の見直しを定期的に行い、必要に応じて変更を行う。

附則

この規定は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

平成 21 年 1 月 1 日改定  
令和 6 年 2 月 1 日改定

介護予防訪問看護運営規定

令和 6 年 2 月 1 日改定

改定前	改定後
<p>(従業者の職種、員数及び職務の内容)</p> <p>第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。</p> <p>一 管理者 1 名 管理者は、事業所の従業員の管理及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整その他の管理を一元的に行う。</p> <p>二 看護師 3 名以上 看護師は、指定介護予防訪問看護の提供にあたる。</p>	<p>(従業者の職種、員数及び職務の内容)</p> <p>第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。</p> <p>一 管理者 1 名 管理者は、事業所の従業員の管理及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整その他の管理を一元的に行う。</p> <p>二 看護師 3 名以上 看護師は、指定介護予防訪問看護の提供にあたる。</p> <p><u>三 理学療法士 1 名以上</u> <u>理学療法士は、指定介護予防訪問看護の提供にあたる。</u></p>
<p>(指定介護予防訪問看護の利用料その他必要な費用の額)</p> <p>第 7 条 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスである場合は、<u>その 1 割の額とする。</u></p> <p>2 前項に定める額のほか、通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防訪問看護の提供に要する交通費の額の支払いを 1 回につき 300 円、利用者から受けることができるものとする。</p> <p>3 死後の処置料は、12,000 円とする。</p> <p>4 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>(指定介護予防訪問看護の利用料その他必要な費用の額)</p> <p>第 7 条 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスである場合は、<u>利用者の介護保険負担割合証に記載の割合の額とし、利用者から徴収する。</u></p> <p>2 前項に定める額のほか、通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防訪問看護の提供に要する交通費の額の支払いを 1 回につき 300 円、利用者から受けることができるものとする。</p> <p>3 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>